

入院時食費変更のお知らせ

令和6年度診療報酬改定に伴い、食材費等が高騰していることを踏まえ、入院時の食費の基準を引き上げとなっております。

令和6年6月1日～

下記の通り、国の定めにより1食あたりの自己負担が変わります。

一般所得者の場合		460円	+30円	<u>490円</u>
住民税非課税世帯の場合	入院期間90日以内	210円	+20円	<u>230円</u>
	入院期間90日超	160円	+20円	<u>180円</u>
住民非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合		100円	+10円	<u>110円</u>